

## 介護職員等特定処遇改善加算

### 介護職員等特定処遇改善加算とは

2019年10月の介護報酬改定により、更なる介護職員の確保・定着に繋げる目的で、現行加算に加え、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。内閣府が2017年12月に閣議決定した「新しい経済政策パッケージ」において、「介護人材確保のための取組みをより一層進めるため、経験・技能ある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、「勤続年数10年以上の介護福祉士に対して月額平均8万円相当の処遇改善を行う。」という方針に基づき、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応するとされました。従来の処遇改善加算に加え、経験・技能のある介護職員の処遇改善を重点化し、他介護職員及びその他職種への処遇改善も一定のルールに基づき、法人の判断で可能となる等の柔軟な運用も認められています。

法人及び事業所で受領した当該加算金の全ては、従来の処遇改善加算と同様に職員の賃金改善に充当する必要があります。なお、当施設においては介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを算定しております。

#### <算定要件>

- ・現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること
- ・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、区分ごとに1以上の取組みを行っていること
- ・介護職員処遇改善加算に基づく取組みについて、ホームページへの掲載等で「見える化」を行っていること

#### <職場環境等要件について>

当該加算の「見える化要件」に基づき、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を以下のとおり掲示いたします。

#### 【入職促進に向けた取組み】

法人や事業所の経営理念やケア方針、その実現のための施策を明確化しています。また職業体験の受け入れや地域行事への参加をすることで職業魅力度向上の取組みを実施しています。

#### 【資質の向上への支援】

働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い技術を取得しようとする者に対する研修の受講支援をしています。

#### 【両立支援・多様な働き方の推進】

子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備をしています。また職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、有給休暇が取得しやすい環境や職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備をしています。

#### 【腰痛を含む心身の健康管理】

従業員のための休憩室の設置、各種健康維持に関する研修等の健康管理対策の実施をしています。また事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備をしています。

#### 【生産性向上のための業務改善の取組み】

タブレット端末や多職種間コミュニケーションシステム等のICTツールの活用や見守り機器等の導入することで介護職員の業務量の縮減を図っています。

また5S活動(整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字)等を実践し、職場環境の整備を推進しています。

#### 【やりがい・働きがいの醸成】

ケアの好事例(ニヤリホット)や、利用者や家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供を行っています。